

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年5月16日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月30日から同年6月19日まで縦覧に供する。

平成25年5月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）新湧地区	善通寺市建設農林部 農林課
”	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修事業）買田池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （樋門改修事業）二反地川地区	”